



令和5年12月15日

幸手市議会議長 枝久保喜八郎 様

- |     |         |       |
|-----|---------|-------|
| 提出者 | 幸手市議会議員 | 四本奈緒美 |
| 賛成者 | 幸手市議会議員 | 高野優一  |
| 賛成者 | 幸手市議会議員 | 小泉至司  |
| 賛成者 | 幸手市議会議員 | 宮澤大地  |
| 賛成者 | 幸手市議会議員 | 芦葉弘志  |
| 賛成者 | 幸手市議会議員 | 坂本達夫  |
| 賛成者 | 幸手市議会議員 | 小林真雄  |
| 賛成者 | 幸手市議会議員 | 木村浩夫  |
| 賛成者 | 幸手市議会議員 | 松田雅代  |
| 賛成者 | 幸手市議会議員 | 小河原若和 |
| 賛成者 | 幸手市議会議員 | 本田謡子  |
| 賛成者 | 幸手市議会議員 | 青木章   |
| 賛成者 | 幸手市議会議員 | 大平春之  |

全ての暴力とハラスメントを防止する決議 (案)

上記の決議案を別紙のとおり、幸手市議会会議規則第13条の規定により提出する。

## 決議案第6号

### 全ての暴力とハラスメントを防止する決議

この度の幸手市議会議員が、職員に対し暴力を振るい、けがを負わせた事件につきましては、誠に遺憾であります。

幸手市議会議員政治倫理条例には、倫理基準として「市民全体の代表者として、その品位を損なうような一切の行為を厳に慎み、その責務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。」「市職員の公正な職務執行をさまたげないこと。」と明記されています。この度の議員の行為はこの倫理条例に反した行為であります。

幸手市議会は、いかなる暴力も絶対に認めません。一番大切なものは生命であり、その生命を脅かす行為を絶対に許しません。

よって、幸手市議会は、市民の信頼を回復するために、全ての暴力とハラスメントを防止することに、全力で取り組んでいくことをここに決議致します。

令和5年12月21日

幸手市議会